綾瀬市長 様

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立っ

て、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な
約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。
受託業務名称 :
建築士事務所の名称 :
建築士事務所の所在地 :
区分(一級、二級、木造) : () 建築士事務所
開設者氏名:
(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)
1 対象となる建築物の概要
建設予定地 :
主要用途:
工事種別:
規 模 等 :
2 作成する設計図書の種類(設計契約受託の場合)
3 工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法
(工事監理契約受託の場合)
工事と設計図書との照合の方法 :
工事監理の実施の状況に関する報告の方法 :

4 設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画

設計又は工事監理の一部を委託する予定 : あり なし

委託する業務の概要及び委託先(ありの場合の計画)

委託する業務の概要 : 建築士事務所の名称 : 建築士事務所の所在地 : 開 設 者 氏 名 :

(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

5 設計又は工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士

ることとなる建築士・建築	工事監理業務に従事することとなる建築		
	士・建築設備士		
	【氏名】		
【登録番号】	【資格】	【登録番号】	
	【氏名】		
【登録番号】	【資格】	【登録番号】	
示された技術者名簿、技術	契約後、	発注条件で示された技術者名簿、技術	
	者経歴書を	提出する。	
し意見を聴く者)	(建築設備の工事監理に関し意見を聴く者)		
	【氏名】		
	【資格】		
	【登録番号】 【登録番号】 示された技術者名簿、技術	士・建築。 【氏名】 【資格】 【氏名】 【資格】 【氏名】 【資格】 示された技術者名簿、技術 契約後、著者経歴書を記し意見を聴く者) (建築設備の【氏名】	

設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には、その旨の記載が必要です。

6 報酬の額及び支払の時期

報酬の額	:	¥	円(内、	取引に係る消費税額¥	円)
支払の時期	:				

7 契約の解除に関する事項	_
	l
(説明をする建築士)	
<u>氏 名:</u> 印	
資格等 : () 建築士、 管理建築士、 所属する建築士	
上記の建築士から建築士免許証(免許証明書)の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を	
受領しました。	
年 月 日	
(説明を受けた建築主)	
住 所:	
<u>氏名:</u> 印	